



平成 26 年 5 月 9 日

各 位

上場会社名 株式会社 電 響 社
代 表 者 名 代表取締役社長 藤野 博
コード番号 8144 東京証券取引所 第二部
問 合 せ 先 常務取締役 管理本部長 辻 正秀
(TEL 06-6644-6711)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 9 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 66 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) グループ企業数の増加等による業務拡大および社外取締役の受け入れ等による経営体制の強化・充実を図るため、現行定款第 18 条（取締役の員数）における取締役の員数の上限を 1 名増員するものであります。
- (2) 社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、適切な人材を継続して招聘できるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。なお、定款第 28 条（社外取締役の責任限定契約）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記変更に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 27 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 27 日（金）

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p>第19条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第28条～第34条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算 第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p>第19条～第27条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外取締役の責任限定契約)</u> 第28条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 第29条～第35条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u> 第36条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計 算 第37条～第40条 (現行どおり)</p>